

補助対象事業と補助対象科目の基準について

補助対象事業

- 子どものスポーツ活動・レクリエーション活動・創作活動に関する事業
- 子ども会活動の指導者を育成するための研修会に関する事業
- 広報活動や各子ども会育成会との情報交換に関する事業

補助対象期間

- 補助金交付決定通知書の通知日から3月末日まで（資料4参照）

補助対象科目

対象…○、対象外…×

科 目		
報償費	○	講師謝礼、事業協力者謝礼、出演料、自家用車を事業に提供した場合のガソリン代（実費）
	×	役員手当、視察協力先へのお土産代
旅費	○	研修や事業にかかる交通費
消耗品費	○	事務用品、紙代、事業の目的を達成するために必要な景品（参加賞）や物品、持ち帰りの飲み物・お菓子（景品扱い）、図書カード
	×	Quoカード等、景品（有料のくじなど金銭を受け取るもの）
食糧費	○	お茶代（会議、事業、講師用でその場で飲む）、お昼をまたぐ事業に従事する講師等のお弁当代、事業に用いる菓子代（その場で食べる）
	×	酒類、菓子代（会議等役員のもの）、半日単位の事業のお弁当代、視察研修時の飲食代、新年会、忘年会、親睦会等の宴会
印刷製本費	○	チラシ、ポスター、冊子等の印刷（業者に頼んだ場合） 写真の現像料（写真屋に頼んだ場合）
賄材料費	○	調理を伴う事業の食材費（参加費無料の場合）
	×	お祭りで販売する焼きそば等の食材費（販売して代金をいただく場合）
役務費	○	郵便料金、広告料、保険料、手数料、クリーニング代、電話代（専用電話の場合）
	×	私用と区別がつかない費用（役員等に対する定額の電話代、インターネット使用料等）
使用料	○	施設使用料、高速代、駐車場代、印刷機使用料、コピー代、入場料、公民館使用料、映画チケット、レンタカー、写真のコンビニプリント
	×	参加費として徴収している場合の映画チケットなど
交際費	×	新年会費、親睦会費、夏祭り祝金、町会へのお酒代・おつまみ代等
予備費		上記をもとに対象か対象外かをご判断ください。

※ イベントを企画し商品を準備したが、やむを得ず中止になり商品を配布した場合は対象となります。ただ商品を購入し配布するのみの場合は対象外となります。